

子どものあんしん・安全

～子どもの事故のほとんどは
予防で防ぐことができます～

おうちを探検！ これなあに？

転落

ベランダからの
転落に注意する。
踏み台になるものは
置かない。

危険

包丁やはさみ
などに注意する。

転落

転落でのケガに
注意する。(柵をする)

ヤケド

熱い鍋などは手の
届かないところに置く。

ヤケド

電気ポットが倒れて
ヤケドのキケンがあります！

誤飲

ヤケド

たばこの誤飲、
やけどに注意する！
手の届かない
ところに置く。

テーブルクロスはしばらくはずす。

ヤケド

アイロンは
使い終わったら
片づける。

誤飲

観葉植物の土には肥料や防腐剤など
口に入れてはいけないものもあります！

窒息

ビニール袋をかぶると
窒息のキケンが！

誤飲

口に入る小さいものは
置かないで！

おでかけ

車のとき

- チャイルドシート・ジュニアシートは、正しく取り付けられていますか？
- 短距離の移動でも、必ずチャイルドシートなどを着用していますか？
- 車のなかに子どもだけを残しておくことはありませんか？

自転車のとき

- 子どもを自転車に乗せたまま、その場を離れることはありませんか？
- 子どもにはヘルメットをかぶせていますか？

徒歩・ベビーカーのとき

- ベビーカーのあかちゃんの様子をこまめに観察していますか？
※とくに夏期はアスファルトの照り返しに注意しましょう
- 子どもと一緒に歩くときは手をつなぎ、建物側に子どもを歩かせていますか？
- 周囲の人の様子（歩きタバコなど）に注意していますか？



おうちの中には、子どもの興味を引く「危険」がたくさんあります。あてはまる場所や物の位置をしっかり把握して、事故対策を家族で考えておきましょう。



異物誤飲・窒息を防ぐ

あかちゃんは興味のあるものを何でも口に入れます。誤飲の危険がある小さなものは、きちんと片付けましょう。また、咀嚼が上手くできない時期は、喉に食べ物を詰まらせやすいので与えるときは形や固さ、大きさに十分注意してください。

誤飲しやすい家庭内の危険物

- たばこ ● 殺虫剤 ● 化粧水
- 洗剤類
(トイレ用洗剤、かびとり剤、漂白剤など)
- 防虫剤 (しょうのう、ナフタリン)
- 石油製品 (灯油、ベンジン)
- 農薬 (園芸用除草剤など)
- ボタン電池 など

窒息事故を起こしやすいもの

食品

- ビーナッツなどの豆類 ● あめ
- 餅 ● こんにゃく ● ミントマト
- こんにゃくゼリー
- きゅうりや人参などの野菜スティック

日用品

- ビニール袋
- おもちゃの部品
- 硬貨 ● ねじ
- ボタン ● 磁石 など

中毒110番

公益財団法人日本中毒情報センター

大阪 ☎072-727-2499 (24時間)

つくば ☎029-852-9999 (9:00~21:00)

たばこ専用電話 ☎072-726-9922 (365日24時間対応、テープによる情報提供)

情報提供料：無料

大阪、つくばの中毒110番では、化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。

※異物誤飲(プラスチック、石など)や食中毒、慢性中毒、常用量での薬の副作用に関するお問い合わせには対応していません。



あんしん住宅助成制度

あんしん住宅助成制度は、市内に居住・所有する住宅において、市内施工業者を利用するなど一定の要件を満たす住宅改修工事（バリアフリー、防災性、省エネ、子育てに対する配慮※）を行う市民の方へその経費の一部を助成する制度です。対象工事、対象要件等詳細は、市公式Webサイトをご覧ください。（本助成制度は同一住宅について1回に限り利用できます。申請書は、必ず契約前にご提出ください。）

※子育てに対する配慮に関する工事を行う場合は、中学校修了までの子どもがいること

問 住環境整備課 ☎712-6325
FAX712-6324

詳しくは市公式Webサイトよりご確認ください



犯罪から子どもを守ろう

不審者の情報収集と提供

子どもを狙った不審者出沒に関する情報のうち、各学校等から少年センターに提供されたものについては、市公式Webサイトの「少年センター不審者情報について」から閲覧できます。

問 少年センター ☎320-3345 FAX320-3352

子どもの安全・安心パトロール

各学校で青色防犯パトロール車によるパトロールや、PTA・地域ボランティアの協力による自主防犯パトロールを実施しています。安全マップを作成したり、「かけこみ110番」のマークを掲示している場所を確認したり、危険な場所についての理解を深めながら、子どもたちの安全・安心の確保をしています。

問 指導課 ☎383-9338 FAX383-9263

かけこみ110番

子どもたちを事故や犯罪などから守るために、市内の住宅・商店などにご協力いただいて、このマークを玄関や入り口などに掲示しています。子どもたちが身の危険を感じた時、緊急を要する時などに助けを求め「駆け込める」ことができる安全な場所の目印です。



問 学校地域連携推進課 ☎383-9386
FAX383-9203



家庭での防災準備

☆最低でも3日間（推奨一週間） 自力で生活できる準備を

非常時に必要な備品を備蓄し、避難の際に何が必要か予め把握・準備しましょう。

- 懐中電灯 ● ラジオ ● 食料
- 飲料水（目安1人3ℓ×3日分）
- 現金 ● 預金通帳 ● 救急箱 ● 下着
- 常備薬・保険証・お薬手帳等 ● 母子健康手帳
- 毛布 ● 衣類 ● トイレットペーパー
- 簡易トイレ 等



☆避難するときのポイント

- ① 荷物は10kg程度にまとめてリュックへ！
- ② 安全・歩きやすい恰好で！
- ③ ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ってから家を出ましょう！

家族で避難するときは、赤ちゃんは目が届くように前抱っこ、小さなお子さんはおんぶひもなどで背負い、できるだけ両手を開けておくようにしましょう。歩けるお子さんは、はぐれないようにしっかりと手をつなぎましょう。

☆家族で決めておきましょう

災害時には、いつもの連絡手段が使えなくなることも想定されます。ご家族で予め下記について決めておくことで安心です。

- 集合場所（ ）
- 避難経路（ ）
- 連絡手段（ ）

ご家族で話し合ったらメモしておきましょう！

災害に備えよう

地震などの自然災害は、いつ起こるか分かりません。私たちにできることは、過去の地震災害などの教訓を活かし、被害を最小限に抑えることです。家具に転倒防止器具を取り付けるなど、日ごろの備えと冷静な行動が家族の生命を守ります。

いざという時に頼りになるのは地域の底力です。普段から近隣の人と交流をもち、災害に備えましょう。

大地震の時は、交通網の寸断や通信手段の混乱などで、すぐには行政、消防、警察などの救助が得られない可能性があります。そのようなとき頼りになるのは、自治会など住民自身が自発的に作る防災のための組織（自主防災組織）です。防災訓練に参加するなど、自主防災組織に積極的に参加しましょう。



地震にあったら

- テーブル、机などの下にもぐり、身の安全を確保する。
- ガスの元栓などを閉め、火の始末をする。
- 転倒、落下の危険のある家具や窓ガラスから離れる。
- ドア、窓を開け、逃げ道を確保する。
- ラジオなどで正しい情報を集める。
- 路上の場合には、窓ガラスや看板などの落下物からカバンなどで頭を保護し、空き地や公園などに避難する。

災害用伝言ダイヤル 安否などの確認は

『171』

大規模な災害が発生すると、電話が不通になったり繋がりにくくなったりします。そのような場合に備えて、NTTでは災害用伝言ダイヤルを整備しています。利用ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行います。

録音 171+1 被災地の方の電話番号を市外局番から入力

再生 171+2 被災地の方の電話番号を市外局番から入力

インターネット版災害用伝言版（web171）もあります。

市川市地区別減災マップ

市の地震被害想定や避難場所、災害時の備えなどが紹介されています。お子さんと一緒に避難場所まで歩くなどして、避難経路を確認しておきましょう。



配布場所 危機管理課／地域防災課／行徳支所／大柏出張所／各公民館／市川駅行政サービスセンター

問 地域防災課 ☎704-0065 FAX336-8046

防災行政無線テレホンサービス

『☎0180-994-889』

防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。
※ご利用の場合は通話料がかかります。

携帯できる防災準備

災害はいつどこで起こるかわかりません。災害時には、必要最低限の物資を入れた「防災ポーチ」が有効になるので、職場へ置いたり、カバンにいれたりして準備してはいかがでしょうか。

- ハンカチ ● ティッシュ ● 常備薬 ● マスク ● 生理用品 ● 携帯トイレ
- ウェットティッシュ ● ビニール袋 ● モバイルバッテリー ● カイロ ● 絆創膏 等

子育てファミリーに必要な防災準備

普段、健診や外出の時に準備しているものに加えて、今使っているもの、必要なものを把握・準備しておきましょう。

- 紙オムツ ● おしりふき ● 離乳食 ● ほ乳瓶・粉ミルク ● おくすり ● お菓子
- お気に入りのおもちゃ・ぬいぐるみ・絵本 ● バスタオル ● タオル・ガーゼ
- 抱っこひもやおんぶひも ● 肌着・服 ● ストロー・スプーン ● 母子健康手帳

※月齢に合わせて備えておくものが変わるので、定期的に見直しましょう

※離乳食やお菓子等は、少し多めに買って常備しておきましょう



子ども家庭総合支援センター

市内在住の18歳未満の子どもと保護者、子育てに関わる方々に支援や情報提供を行う相談窓口です。

子ども・子育てに関する相談

18歳未満の子どもの養育、家庭でのしつけ、家庭関係など子育てに関する相談を受けます。

泣きやまないとイライラしてしまっ...

何もやる気がおきない...



育児疲れ・体調不良



不登校・ひきこもり・親の育児放棄

悩んだらご相談ください！

- 子育ての悩みや不安をサポートします

子育てが思うようにできない、イライラして子どもを叩いてしまう、家族とうまく関係を築けない、、、などの不安や悩みは、一人で抱えずご相談ください。お手伝いしますので、一緒に解決していきましょう。

窓口相談

電話相談

相談したくても行けなくて...

予約はいりません
いつでもどうぞ

では、お宅まで
うかがいましょうか



訪問相談



ひとりで頑張り過ぎないで



例えば...



相談ダイヤル ☎047-711-0679

〒272-0021
市川市八幡3-4-1 アクス八幡2F
●電車利用の方
JR本八幡駅より徒歩3分



児童虐待の通報・相談

近隣などからの通報に迅速に対応します。虐待行為は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。

子どもへの虐待を未然に防止し、早期発見し、対応するために…

市や児童相談所などの行政機関だけでなく、地域住民だからこそできることがあります。住民一人一人が、子どもを虐待から守るネットワークの一員です。私たちの一言や行動が、子どもや保護者を救うきっかけになります。「虐待かな？」と思ったら、一人で考えず、相談機関にご連絡ください。

虐待とは

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない など

●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV など）



オレンジリボンは
「子ども虐待防止」の
象徴です

虐待を受けていると思われる子どもがいたら・
ご自身が出産や子育てに悩んだら・子育てに悩む親がいたら

児童虐待通報ダイヤル ☎047-711-1697

子ども家庭総合支援センターへ相談・連絡をください

※緊急時、子どもの命に関わると思われる場合は警察**110番**へ連絡してください。

子どもの権利条約

世界中の子どもたちの権利を守るために、1989年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准しています。この条約では、守るべき子どもの権利を次の4つにまとめています。

生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。



児童憲章

子どもが尊重され、よい環境で育てられることは、国民みんなの願いです。

子どもを社会の一員として尊重する考え方は、日本国憲法に定められている基本的人権の一部です。特に、子どもが幸福に暮らし育てられるべきであることを宣言するものとして、昭和26（1951）年に「児童憲章」が定められました。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

（抜粋）



子どもを健やかに育むために

出典：厚生労働省Webサイト（<http://sukoyaka21.jp/poster#>）

「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(厚生労働省) (http://sukoyaka21.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/ainomuchizero_pdf.pdf) を加工して作成

愛の鞭ゼロ作戦

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくなくて、イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、恐怖により子どもをコントロールしているだけで、なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、みんなで前向きに育んでいきましょう。



愛の鞭をやめて、子どもを健やかに育みましょう。

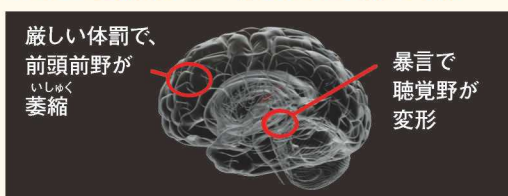
子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

次のポイントを心がけながら、子どもに向き合いきましょう。

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

- ・ 厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・ 言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

POINT

1

子育てに体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT

2

子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。



POINT

3

爆発寸前のイライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



POINT

4

親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



POINT

5

子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証しでもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。

